

平成17年8月1日

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
基準審査課残留農薬係・乳肉水産基準係御中

食品に残留する農薬等の暫定基準（最終案）等に対する意見

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター  
理事長 岩元 睦夫

所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号  
電話 : 03-3586-8644  
FAX : 03-3586-8277

平成17年6月3日付けで意見募集がなされております「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定（最終案）等」について、以下の意見を提出しますので、よろしくご検討下さいますようお願い致します。

記

1. 分析感度の観点から、採用される暫定基準は一斉分析法の定量限界によって設定して頂きたい。

最終案では、「現在、暫定基準が設定されていない農作物等であって、分析法の定量限界が所謂一律基準として予定されている0.01ppmに到達しないものは、その定量限界を暫定基準とする」とされています。安全を損なわない範囲で現実的な規制を行うとの観点から、適切な対応であると考えております。残留農薬等への対応は、単に行政による監視の視点のみではなく、情報調査、モニタリング分析を含む各種対策を、広く事業者が積極的に進めて、はじめて効果を成すものであります。事業者の残留農薬等のモニタリングは、現実的には一斉分析法しか実施することができません。このため、分析感度の観点から、採用される暫定基準は一斉分析法の定量限界を採用して頂けるようお願いしたい。

2. 暫定基準（第2次案）等に対して寄せられた主なご意見（個別の基準値に係る意見を除く）」の No. 2 への回答から後半の「使用された農薬等に関する情報を収集し、それによって検査をすることが合理的であると考えます。」以下の文章の削除をお願いしたい。

農薬等の分析は、その性格上、本来、事業者がその原料調達システムの検証を行うためのモニタリングや、原料供給者との確認や擦り合わせ手段、加工食品中での農薬等の消長を調査・研究するための手段であると考えます。また、農薬等の残留を分析により保証できるものではありません。さらに残留農薬等の分析は大変大きな経済的負担を伴いますので、「安全・安心」の確保のために、常時分析できるようなものでもありません。

これらの点から「暫定基準（第2次案）等に対して寄せられた主なご意見（個別の基準値に係る意見を除く）」の No. 2 への回答として「基準が設定された全ての農薬等について検査を求める制度ではありません。」として頂いたことは、農薬等の分析に関しての理解度を高める上で大变的確なものと考えられます。

一方、同回答の後半にある「使用された農薬等に関する情報を収集し、それによって検査することが合理的であると考えます。」以下の文に関しましては、使用されたとの情報のある農薬について、分析によりその残留を保証することを、あたかも推奨するかのよう読み取れてしまうので、回答から削除して頂きたい。世界各国での薬剤の使用や規制は様々であり、残念ながら、海外からの農薬使用情報は曖昧な点が多いと言えます。さらに、現実的にみて、国内生産品も含め、圃場又は生産現場まで完全にトレースできる状況にはありません。農薬等の使用情報が曖昧な状況の下、事実上、トレースできないものについて全ロット全項目の分析を強いられる事にもなりかねません。当該文章はモニタリング時の対象農薬等を絞り込む指針として、別途通知して頂きたい。

3. 一律基準の設定に際しては、ADI に配慮した暫定基準値の設定も合わせて考慮して頂きたい。

ADI が設定されている農薬等は、科学的データに基づき、既にリスク評価が行われていることから、これらについては、ADI に配慮した暫定基準値を設定して頂きたい。例えば ADI が、一律基準 0.01ppm の基準となった 0.03? / kg / day の 10 倍である 0.3? / kg / day 以上の農薬等については、一律基準の 0.01ppm とは別に、0.1ppm の暫定基準を設けるなど、何段階かの暫定基準をご検討頂きたい。

4 . 生産者に対する新制度の周知徹底をお願いしたい。

農薬等の残留値は、第一義的に、生産現場における、それら薬剤等の使用状況によって決まるものと言えます。実際の生産段階では、多種の薬剤や製剤を複雑に組み合わせて使用されており、万一、使用間違いがあれば、それが直ちに残留値に反映されるものと危惧されます。農薬使用管理の意識高揚のため、国内生産者や生産者団体に対し、今回のポジティブリスト化に関する周知徹底をお願いしたい。

5 . 日本への食料輸出国に対する説明と協力の取り付けをお願いしたい。

国内で消費される農畜水産原料の多くを海外に依存している我が国にとって、残留農薬等のポジティブリスト化が実効を挙げるためには、海外の生産者及び政府の理解と協力が不可欠と考えられます。圃場や生産現場までのトレースが困難な場合が多い海外調達品においては、個別の商取引の中での努力にも限界があります。日本への食料輸出国政府に対する説明と協力の取り付けをお願いしたい。

6 . 国として輸出各国の残留農薬等の規制、実情の情報収集に取り組んで頂きたい。

輸入品について、国内法を遵守していくためには、輸出国の事情を知ることが重要です。しかし、民間の力では正確で利用価値のある情報を集め、さらにその情報を共有していくことは容易ではありません。是非とも、国として情報収集に取り組んで頂き、得られた情報の公表をお願いしたい。すなわち、日本向け主要輸出国の農薬等の取締りや残留基準に関する法規と、遵守状態の実態などについての情報を組織的に収集し、公表して頂きたい。

7 . 食品の加工工程での農薬等の消長について研究を実施して頂きたい。

高度に加工された食品について、その加工工程における残留農薬等の消長に関する情報は殆どありません。条件によっては、消失する場合、逆に濃縮される場合等もあると思われます。このような加工工程における農薬等の消長について、国民の不安解消に役立てるためにも、国として積極的に研究を実施して頂きたい。

以上